



成年後見センター もりおか通信

第18号

平成30年3月12日
発行

— 成年後見の利用を多くの人に —

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目4番10号(第二産業会館3階)
認定特定非営利活動法人(認定日付・番号:平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話/FAX 019(626)6112 発行人:理事長 石橋 乙秀



利用しやすく・利用してよかったといわれるように

理事 高橋 安夫

この秋、成年後見センターもりおかは10周年を迎えます。

会員を始め市民の皆さん、関係団体やボランティアで実務を担っていただいていた支援スタッフの皆さんのお力添えで10周年を迎えることができます。

皆さんのご支援に深く感謝を申し上げます。

■活動の始まり 私たちは「知的障がい者の成年後見」を目的に、「知的障がい者が生涯を通じて安心して暮らしていける支援ができるようでありたい」という親たちの思いを織り込んで、継続的に、柔軟に、そして総合的に支援していける可能性に着目し法人化の道を目指しました。このため平成19年8月から「障がい者の生活を支えるネットづくりを考える勉強会」という場をつくり、制度の有用性や法人の役割、位置づけなどについて、1年近く勉強、意見交換を続けました。そうした中からNPO法に基づく法人化を図ることとし、平成20年6月に開催された設立総会において法人名「成年後見センターもりおか」を立ち上げることが決まりました。9月には岩手県から特定非営利活動法人の認証を受け、10月1日「成年後見事業を行う団体」として成年後見センターもりおかが誕生しました。

■10年の活動 これまで高齢や精神障がいの方々にも対象をひろげ、普及・啓発活動、利用相談や、申立相談などに取り組んできました。法人として初めて後見人の引き受けは、平成21年6月でした。また、設立当初から目指してきた認定NPO法人資格について、「公益の増進に寄与する団体」として平成24年12月には県内第1号の認定を得ることができました。最近に

なっては、盛岡市と市民後見人の養成講座の開催や、法人後見に取り組む県内の団体とのネットワーク化が実現し、制度を利用しやすくしていく社会的な条件づくりにも活動に広がってきたように思えます。

■「利用しやすく・利用してよかった」といわれるように

制度の利用者数は、全国で20万3千人、毎年1万数千人が増加しているといわれます。成年後見制度利用促進法において「制度が重要な手段であるのに利用がされていない」と指摘されているとおり、この利用者数は必要と考えられている数に比べ非常に少ないと思います。

さて、私たちの地域で、制度の利用が必要な方を発見し、利用へ導いていくしっかりとした道筋がつけられてきているのだろうか、さらには、利用しやすく、利用してよかったといわれるような条件づくりが議論されてきているのだろうか。こうしたことが活動を始めた当時と状況が変わってきたのだろうか。もっと多くの方にとって制度を利用していけるよう振り返ってみたいと思います。

10周年を前にしたいま、私たちの活動に対し、皆さんからご意見、ご提言をいただきたいと思っています。私たち自身もまた、活動を検証していきたいと思っています。そうした中から、今後の活動に反映させ、また主導的な役割を担う市町村に対しては、「利用しやすく、利用してよかった」といわれるような条件づくりについて、市町村基本計画に反映していただくよう提案していきたいと思っています。

認定NPO法人の有効期間の更新が認められました

平成24年12月25日岩手県内第1号の認定NPO法人として岩手県知事から認定を受けてから5年間の有効期間切れを前に、平成29年8月2日付けで更新申請書を提出していましたが、岩手県知事から平成34年12月24日まで有効期間の更新が認められました。

有効期間が過ぎると認定の効力を失うことになるため、平成24年度から28年度分まで過去5年分の事業報告書等を添え申請書を提出し、岩手県の担当者による書類審査や事務所内での現地調査を経て審査をパスし、更新に至ったものです。

この認定NPO法人制度は、NPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援していくために設けられたものです。一定の要件を満たすNPO法人に対して、所轄庁が認定を行う制度です。一定の要件には「多くの市民の寄付金により活動が支えられている」という実績が大きな意味を持ち、認定を受ける入口要件となっています。

認定NPO法人となるメリットは、「個人、法人や相続人が当該認定NPO法人へ行った寄付金が寄付金控除等を受けられること」。また、当該認定NPO法人自身には「みなし寄付金制度」があり、当該認定NPO法人内の収益事業からその収益事業外に支出した金額は

その収益事業に係る寄付金とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められているものです。

このたび有効期間が更新できましたことは、偏に多くの皆さんからご支援いただいた証です。

成年後見センターもりおかは、結成されてから今年10周年を迎えます。この度の更新を契機に知的障がい者の権利擁護のため一層精励していきたいと存じます。

今後とも皆さんのご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。



盛岡市市民後見人養成講座を開催 ～沢山の方々が受講～



平成28年度につづき平成29年度も成年後見センターもりおかは盛岡市と「市民後見人養成講座」を開催しました。講座は、平成29年9月7日から11月2日まで8回、全50単位の内容で、59名の受講申し込みあり、57名の方が修了されました。

講師には、岩手県内の学識経験者、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など)、家庭裁判所

職員、盛岡市担当職員や成年後見センターもりおかスタッフが当たりました。

受講された方から「市民後見人の必要性が高まる」「責任の重大さに驚く面もあるが継続して知識を深めたい」「修了者が活動できる仕組みづくりを望む」という感想が寄せられ、関心の高さが感じられました。

養成講座修了者を対象に フォローアップ研修を実施

成年後見業務の実務に重点を置いた知識等の習得を目的に、平成28年度、29年度市民後見人養成講座の修了者にフォローアップ研修の受講を呼びかけられました。

研修は、平成29年11月27日、28日の2日間、10単位の内容で実施され、55名が受講されました。さらに、後見人業務の体験を希望する方に実務体験も用意されました。

「法人後見ネットワーク」について

成年後見センターもりおかは、法人として後見等を担うことを目的に平成20年10月に設立されました。その後、岩手県において、当センターと同様に法人後見業務を行う法人が増加しています。現在、10以上の法人が後見等の業務をそれぞれの地域で行っています。また、市民後見人の育成、後見等に関する相談、市民後見人のバックアップなどを主たる業務としている法人もあります。

こうしたことから、平成28年度に、各地域の情報交換、先進地から講師を招聘して研修活動などを行い、各法人が連携しながら、支援を必要とする方々へ、法人後見活動を通じてより充実した支援を行っていきたいと考え「いわて法人後見ネットワーク」が設立されました。

このネットワークは、年に1回程度開催されていま

すが、基本的にオープンな集まりとして実施しており、研修会の開催などにおいては、現在法人後見を行っていない社会福祉協議会などの関係団体にも参加を呼び掛けています。平成28年度は、青森県弘前市の「あおい森ネット」の皆様をお迎えして「法人後見フォーラム」を開催し、また、平成29年度には、「成年後見制度ネットワーク会議」として、岩手県二戸地域の取組みの報告と意見交換を行いました。また、「市民後見フォーラム」として東京都品川区社会福祉協議会成年後見センターの職員にご講演いただきました。

今後とも、このような事業を行い、各関係団体が連携し、ネットワークのメリットを活かし、法人としての後見活動の充実に努めていきたいと考えております。

初めての業務監査、監事からメッセージ

業務監査を通して

監事 加藤 義男

12月に行われた3人の方の後見業務監査を通して感じたことを述べたいと思います。

第一は、資料に目を通し、担当スタッフの報告を受けるなかで、その方に寄り添いながらその方の「人生そのもの」に深くかかわっている成年後見の仕事の大切さと重さを感じました。障がいを持つ方にとって高齢化の問題と親亡き後の課題をリアルに考えざるを得ない昨今、利用する方にとってより使いやすく、メリットをより実感できる成年後見制度へと社会全体で盛り上げていくことの必要性を痛感しました。

第二は、財産管理のみならず、その方の意思決定支援や身上保護を重視してその方らしい生活を保障しようと努力されているスタッフの姿勢を感じました。しかしその努力も、制度の壁や周りの無理解のなかで苦勞が絶えません。せめて、その方に関わる事業者・支援者が成年後見の役割をもう少し認識してくれたらスタッフもやりやすいだろうなと思いました。

権利擁護支援に係る地域連携ネットワークのなかで、支援者と後見人がチームとなって見守る体制づくりが求められています。その実現に向かって、成年後見センターもりおかが大事な一翼をになっていただけることを期待したいと思います。

初めての成年後見業務監査を終えて

監事 三田 哲雄

今まで監査の仕事をして会計監査のみであったが、今回初めて業務監査を取り入れ、昨年12月15日に実施しました。監査では、初めに成年後見人22名個々人の現状について事務局より説明があり、次にその中から特に3名の被後見人を取り上げ、各担当者から問題提起をしていただき、今後どの様に対応をしていけば良いか話し合いが行われました。被後見人は一人ひとり家庭事情、体調の問題、経済的な問題等々難しい問題を抱えておられるが、本人自身はそのことをよく理解できない現状でもある。彼らを支援する後見人はチームを編成し、人生経験を通してより良い支援について意見交換をしながら対応しておられる様子を伺い知ることが出来大変心強く思いました。

今後においても、被後見人にとって少しでも生きがいをもって生活できるよう、日頃、支援者である後見人は被後見人との信頼関係を築き上げていくことが更に大切であると思いました。



トピックス

盛岡市が「市民後見人名簿登録説明会」を開催

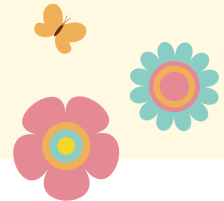
盛岡市（長寿社会課）は平成30年2月16日、市民後見人養成のための講座・研修を受けられた方を対象に市民後見人名簿登録説明会を開催しました。この説明会は、盛岡市が家庭裁判所からの求めに応じて市民後見人として相応しい方を推薦していくことを予定して、希望する方を予め名簿登録していくため行われたものです。この名簿は、盛岡市が家庭裁判所に推薦する「市民後見人人材バンク」といえるもの。

この名簿登録は、後見人となる方が不足している中で、盛岡市が平成28、29年度に進めてきた市民の力を生かし、市民が担う後見人養成の一つのステップといえるものです。

「盛岡市民後見人の会」が発足

盛岡市市民後見人養成講座等の修了者が、市民後見人として知識・技能を高め、相互に研鑽、情報交換を行う場をつくろうと、平成30年2月16日設立総会が開かれ、「盛岡市民後見人の会」を立ち上げました。

当面、各種の研修会への参加を通じた活動に重点をおき、初代の世話人代表となられた谷地貞男さんから、「人生100年の新時代、共助社会の実現を目指して活動していきたい」と抱負が述べられました。



ご支援ありがとうございます

～活動資金の助成金をいただきました～

いきいき岩手支援財団から

(つぎの活動資金として)

- 成年後見関係機関ネットワークの形成
- 成年後見実践事例先進地視察
- 成年後見出前講座、出前相談会の開催
- 成年後見レベルアップ講座の開催
- 成年後見市民フォーラムの開催

岩手県福祉基金から

(つぎの活動資金として)

- 会報の発行、送付
- 図書資料の購入

ありがとうございました。

賛助会員を募集しています

本会は、障がい、認知症などの方が安心して生活が送られるよう成年後見制度の普及・啓発や、利用・申立相談などの活動を行うとともに、知的障がいの方の後見人を引き受ける活動を行っています。

この趣旨に賛同し活動を支えていただく賛助会員を募集しています。

- 会費は、1口3,000円です。
- ご支援いただける方は、ご連絡ください。お待ちしております。

大切なお知らせ

事務所移転(予定)のお知らせ

成年後見センターもりおかは4月7日(土)、岩手教育会館(4階)へ事務所が移ります。新しい事務所はこれまでのすぐ隣のビルです。

住所は次のとおりです。電話番号、FAX、メールアドレスはこれまでのとおりです。

(新住所)

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号(岩手教育会館4階)

電話・FAX 019(626)6112

メールアドレス seinenkouken@tiara.ocn.ne.jp

※バス停は、これまでと変わりなくご利用できます。
専用の駐車場の用意はありません。

地図

